

## 協議書

委託者 兵庫県立西はりま特別支援学校長 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) との間に兵庫県立西はりま特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務(以下「委託業務」という。)の委託を目的とした令和7年4月1日付委託契約について、下記の事項を定め、甲、乙共に誠実に履行するものとする。

### 記

- 1 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費について、以下のとおりとする。
  - (1)代替車両費(型)について、1日につき 円とする。この金額は、1日のみ及び連日の初日や最終日、連日の中日全て共通とする。
  - (2)代替車両での運行1日につき令和8年4月1日付委託契約に含まれる人件費(運転員) 円及び燃料費 円を減額する。
  - (3)代替車両費、人件費(運転員)及び燃料費について、半日利用の場合は、1(1)(2)にて定めた額の1/2とする。
- 2 委託契約金額を変更する時期は、令和8年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目3番1号  
兵庫県立西はりま特別支援学校長

乙